

石川県電子契約実施要領

(目的)

第1条 この要領は、石川県が行う電子契約に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) サービス提供事業者 県が利用権を購入し使用する電子契約サービスを提供する事業者をいう。
- (2) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。
- (3) タイムスタンプ サービス提供事業者が電子署名を付与する際に利用する電子的な時刻証明をいう。
- (4) 電子契約サービス サービス提供事業者が県及び契約相手方の指示を受けてサービス提供事業者自身の署名鍵による電子署名を行う事業者署名型電子契約サービスをいう。
- (5) 電子契約 契約のうち法令に定める措置を講じた電磁的記録により契約書を作成するものをいう。
- (6) アカウント 電子契約サービスに接続するための権利をいう。
- (7) パスワード 電子契約サービスに接続するために必要となる暗証番号をいう。
- (8) 承認者 契約書が決裁を得たものと相違ないことを確認し承認する者をいう。
- (9) 課 石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号。以下「財務規則」という。）第2条第2号に規定する課をいう。
- (10) 主務課長 財務規則第2条第3号に規定する主務課長をいう。
- (11) 廨 財務規則第2条第4号に規定する廨をいう。
- (12) 廨長 財務規則第2条第5号に規定する廨をいう。

(電子契約の利用範囲)

第3条 電子契約サービスは、県が締結する契約に利用するものとする。ただし、書面で行うことが他の法令等により定めがある場合その他電子契約によることが適当でないと認められる場合は除くものとする。

(承認者の設置)

第4条 各課及び廨に承認者を置き、課にあつては主務課長、廨にあつては廨長をもってこれに充てる。

- 2 主務課長又は廨長に事故があるときは、文書取扱主任（石川県文書管理規程（平成14年石川県訓令第7号。以下「文書管理規程」という。）第8条第2項に規定する文書取扱主任をいう。）が承認者に代わって承認を行うものとする。

(電子契約サービス運用管理者)

第5条 電子契約サービスの運用管理のために、電子契約サービス運用管理者（以下「管理者」という。）を置き、人事・組織経営課長をもってこれに充てる。

- 2 管理者は、次に掲げる職務を行うものとする。
 - (1) 電子契約サービスを利用可能な状態に維持し、これを管理すること。
 - (2) 電子契約サービスの安全性及び信頼性を確保し、効率的に運用すること。
 - (3) 電子契約サービスの安全性及び信頼性を確保し、適正に管理すること。
 - (4) その他電子契約サービスの適正な運用を図るために必要な事項

(アカウントの取扱い)

第6条 アカウントは、管理者が設定し、電子契約サービスが利用できる者（以下「職員」という。）に貸与する。ただし、設定できるアカウントは、管理者があらかじめ定めた県のドメインのメールアドレスに限る。

- 2 アカウントの変更は、管理者が原則的に行うものとする。
- 3 パスワードの設定及び変更は、職員が原則的に行うものとする。
- 4 アカウントの取扱いは、職員がこれを適正に行わなければならない。
- 5 職員は、パスワードを他者に知られないように厳重に管理しなければならない。
- 6 職員が電子契約サービスへのアクセスするためには、管理者が許可したグローバルIPアドレスから接続しなければならない。

(事故報告)

第7条 パスワードの漏えい等の事故があったときは、直ちにその旨を管理者に報告しなければならない。

(利用方法)

第8条 職員は、電子契約サービスを利用するにあたり、法令等を遵守するものとする。

- 2 電子契約を締結しようとするときは、その都度契約相手方から電子契約利用申出書（別記様式）の提出（電子申請システムによる提出を含む。）を求めることにより、電子契約サービスを利用して契約を締結することへの同意、契約書案の送信先及び契約相手方の最終確認者の契約締結権限又はその代理権の確認を行うものとする。
- 3 契約相手方に電子契約書案を送信するときは、承認者を經由しなければならない。
- 4 電子契約は、電子契約サービス上におけるタイムスタンプの日付に関わらず、電子契約書に記載された契約締結日より効力を有するものとし、各契約書にその旨明記するものとする。

(電子契約書の保存)

第9条 電子契約書のデータは、文書管理規程第14条により収受の手続きを行わなければならない。

(契約内容の修正)

第10条 契約内容を修正（誤字又は語句の修正、条文の削除等）する必要がある場合は、修正を反映した全文に既に締結した電子契約書を無効とする条文を加えた契約書案を作成し、本要領に従い再度電子契約を締結し、文書管理システムにより修正前の契約書と同一の文書番号で保存しなければならない。なお、修正前の契約書が既に供覧済みの場合、修正後の契約書の文書管理システムへの登録は文書取扱主任（文書管理規程第8条第2項に規定する文書取扱主任をいう。）が行

わなければならない。

(変更契約)

第 11 条 変更契約が生じた場合は、変更契約書について本要領に従い電子契約手続を行うものとする。

(その他)

第 14 条 この要領に定めるもののほか、電子契約に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

石川県知事 殿

所在地
商号又は名称
代表者職氏名
連絡先(電話)

電子契約利用申出書

下記案件に係る契約については、発注者が指定する電子契約サービスを利用して契約を締結することに同意します。なお、契約内容の確認を行う者及び利用するメールアドレスは、次のとおりです。

1 案件名（業務名、工事名等）

--

2 契約内容の確認者及びメールアドレス

下に記載の順番で、電子契約サービスから契約書の内容確認依頼メールが届きます。

【担当者】

メールアドレス	
氏名	

【最終確認者】 ※契約締結権者を記載してください。（必ずしも代表者である必要はありませんが、社内規定等に従い、適切な権限を持つ方としてください。）

メールアドレス			
氏名		役職	

※担当者及び最終確認者はそれぞれ異なるメールアドレスを指定してください。

※フリーメールアドレスはお控えください。

※利用するメールアドレスについては、外部からのメール<クラウドサイン：support@cloudsign.jp >を受信できるよう設定をお願いします。

<建設工事請負契約の場合>

建設工事請負契約においては、次の条件に基づき、建設業法第19条第1項及び第2項の規定による書面の交付に代えて電磁的措置を講ずる方法により実施することについて、相互に承諾するものとします。

なお、本承諾後であっても、電磁的措置を講ずる方法により実施することを撤回する旨の申出があった場合、申出以降の建設工事の請負契約については書面を交付することとします。

電磁的措置の種類

コンピュータ・ネットワーク利用の措置

電磁的措置の内容、ファイルへの記録の方式

電子契約サービスを通じて、送信者がPDFファイル形式の書類をアップロードし、契約当事者が同意することにより、電子認証局サービスが提供する電子証明書を利用した電子署名を付加し、電子メール、サーバー上からダウンロード等により記録する方法等